令和8年度より福祉除雪事業が変わります

引き続き ご理解・ご協力をお願いいたします。

福祉除雪事業は、事業開始から20年以上が経過し、高齢化の進行に伴う利用世帯数の増加や、地域協力員の担い手不足等の課題を抱えてきました。

令和８年度から、この事業を持続していくために、主な要件としていた「年齢」から、身体状況や除雪の困難状況を適切に判断できる新たな指標として、「要介護度」を導入することになりました。

福祉除雪事業　対象世帯の要件の変更

改正前

・道路に面している一戸建ての住宅に住んでいる世帯（入院中・施設入所中の方は対象外）
・約500m以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯
・世帯全員が、以下の条件のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯（二世帯住宅等の形式で道路に面した出入り口部分を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。）

(1) 70歳以上の方だけで構成されている世帯
(2) 重度（１・２級）の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
(3) 70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
(4) 市社会福祉協議会が特に認める世帯

改正後

(1) 要介護１以上または、重度（１・２級）の身体障がいのある方
(2) 要支援１・２で介護保険サービスを継続して利用している方
(3) 介護予防・生活支援サービス事業の対象者※で介護保険サービスを継続して利用している方
(4) (1)に該当する方と、その方を専ら介護し、除雪することが困難と認められる70歳以上の方
(5) 市社会福祉協議会が特に認める方

※介護予防・生活支援サービス事業の対象者
要介護(要支援)認定は受けていないが、介護予防・生活支援サービス事業を利用されている方

ただし、前年度に福祉除雪事業を利用し、利用要件に変動のない世帯については、引き続き利用できます。

令和8年度より地域協力員の活動費の金額が変わります

事業開始以降の消費者物価指数の変動等を考慮し、活動費の金額が改定されます。

活動期間通して担当した１世帯あたり
(12/1 ～ 3/20)
21,000円 → **23,000円**（２千円の増額）

例）期間を通じて３世帯を担当した場合　69,000円

内容など詳細については、白石区社会福祉協議会（011-861-3700）までお問い合わせください。

